

自動継続定額複利預金規定（スーパーセレクト）

1.（預入れの最低金額）

自動継続定額複利預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1口10,000円以上とします。なお、通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2.（自動継続）

- (1) この預金は、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に定額複利預金として継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は99回を限度とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限。以下同様とします。）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払います。

3.（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続をしたときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日利息とともに支払います。
- (2) 前項による預金（一部支払をしたときはその支払後の預金残高。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。なお、この預金の一部支払いをしたときは、その支払後の預金残高について、引続き自動継続の取扱いをします。

4.（利息）

- (1) この預金の利息は、継続日（解約をするときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長預入期限（解約をするときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約をするときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については第2条第2項の利率。）によって6か月複利の方法で計算します。ただし、一部支払いをするときのこの預金利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。
 - ① 6か月以上1年未満……………「6か月以上」の利率
 - ② 1年以上2年未満……………「1年以上」の利率
 - ③ 2年以上3年未満……………「2年以上」の利率
 - ④ 3年以上4年未満……………「3年以上」の利率
 - ⑤ 4年以上5年未満……………「4年以上」の利率
 - ⑥ 5年……………「5年」の利率
- (2) 継続後の預金についても前項と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金し、または元金に組み入れます。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (6) この預金を「定期預金共通規定」第4条第1項の規定により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合、または「定期預金共通規定」第4条第5項、6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上
(2020.9.1)